

教 渉 第 1 2 0 号  
平成22年11月25日

各教育局長 様

教育職員局参事（渉外）

北教組の定期大会議案書における事実と異なる記載について（通知）

このことについて、北教組が本年8月に行った定期大会の議案書において、すでに廃止、破棄された「確認書」や「協定書」、実態のない「道教委確認」などが存在するかのような記載が散見されました。また、道教委が本年実施した「教職員の服務規律等の実態に関する調査」において、それらのすでに廃止、破棄された「確認書」等を使い校長や市町村教育委員会に追認を求めるなど、学校運営に影響を及ぼしている実態が明らかになったところです。

道教委としては、今般、北教組に対し、事実と異なる記載をしていることを厳重に抗議するとともに、今後北教組が作成する資料等において、これらの事実と異なる記載を是正することを強く求めたところです。

については、北教組に対して行った議案書における事実と異なる記載及び道教委の事業に対する考え方等を別添のとおり整理しましたので、貴管内の各道立学校長及び各市町村教育委員会教育長に対しこのことを周知徹底し、適切に対応するよう指導してください。

（渉外グループ）

北教組の定期大会議案書における事実と異なる記載等

区 分	確認・見解等	北教組への抗議	別添資料での掲載
教頭昇任	新6項目確認	○	1
	10項目確認		1
主幹教諭	道教委確認	○	1~2
	道教委見解	○	2
主任制度	10・3確認(いわゆる21項目確認)	○	2~3
	道教委確認	○	3
	2・3大筋合意	○	3
主任手当の返還	主任手当返還、現金返還行動の5戦術		3
各種研修	初任者研に係る道教委確認	○	3~4
	10年経験者研修	○	4
	道教育大大学院研修等への不参加		4
	長期社会体験研修への不参加		4
	学運研に係る道教委確認	○	4
	文科省等の研究指定に係る道教委確認	○	5
勤務実績の勤勉手当への反映	上位区分の取扱い等	○	5
	諸確認	○	5
賃金確定交渉	道教委回答	○	6
道立学校支援室	道教委確認	○	6
学校職員の評価制度	道教委確認	○	6~7
	道教委見解	○	7
指導改善研修制度	指導改善研修制度の取扱い	○	7
協定書廃止	協定書にもとづく取組	○	8~9
	道教委見解	○	8~9
	成田通知	○	9
	時間外勤務縮減に係る校外研修の考え方		9
修学旅行的行事の回復措置	勤務時間の割り振り変更の取扱い	○	9~10
	割り振り後の再振替	○	10
勤務時間の割り振り	道教委見解	○	10~11
	組合教研に係る道教委確認・見解	○	11
時間外勤務等の縮減	道教委確認	○	12
教職員人事	道教委見解	○	12
	教頭任用に係る確認・道教委見解	○	12
全国学力・学習状況調査	道教委見解	○	13
	道教委見解の再確認	○	13
	報告書等の取扱い		13
北海道「まなび」環境づくりプロジェクト事業	道教委見解	○	14
巡回指導教員活用事業	道教委の考え方	○	14
国旗・国歌	道教委見解	○	14~15
	道教委確認	○	15
	青年の家等の施設利用に係る道教委確認	○	15
教育課程	授業時数確保に係る道教委見解	○	15~16
	教育課程編成届に係る取組		16
	英語ノートに係る取組		16
	心のノートに係る取組		16
学校における健康管理体制	新型インフルエンザに係る道教委見解	○	16
	フッ化物洗口に係る確認事項	○	16
	フッ化物洗口に係る考え方		16~17
	新型インフルエンザに係る考え方		17
	予防接種に係る考え方		17
	学校保健委員会に係る考え方		17
	健康診断に係る考え方		17
	「生活習慣病」予防検診やフッ化物洗口に係る考え方		17
	予防接種に係る道教委見解	○	18
	結核健康診断に係る考え方		18
	生涯健康管理体制に係る道教委確認	○	18
	AEDに係る考え方		18
全国体力・運動能力、運動習慣等調査	道教委見解の再確認	○	18
	調査に係る考え方		18~19
スクールカウンセラー等	「スクールカウンセラー活用事業」「スクール・ソーシャル・ワーカー」事業に係る道教委確認	○	19
	教育相談事業に係る道教委確認	○	19
	子どもの権利条約に係る道教委確認	○	19
学校栄養職員の「栄養教諭」への任用換	特別非常勤講師制度の考え方		19
	栄養教諭への任用換に係る考え方		20

## 1 教頭昇任

北教組の取組・運動方針等	掲載頁	道教委の取組・考え方等
1 教頭任用にあたっては、「新6項目確認」「10項目確認」や「道教委見解」等を遵守させ、教職員の意見反映のとりくみを強化します。	P106	○ 「新6項目確認」は、平成14年8月31日付けで全部破棄をしており、9月1日以降効力がないものである。 ○ 「10項目確認」については一部存置しているが、教頭選考に当たって広く意見を聴くことは大切であることを示したものである。
2 「新6項目確認」の適格基準に著しく反する場合は、組織的討議をふまえて「降格要求運動」等にとりくみます。	P106	

## 2 主幹教諭

北教組の取組・運動方針等	掲載頁	道教委の取組・考え方等
1 「主幹教諭」については、道教委との交渉確認をもとに取組を強化した結果、多くの分会で「指示」させないなど中間管理職化に一定の歯止めをかけることができた。	P3	○ 北教組の言う「確認」はしていない。
2 道教委は昨年4月、国の加配定数を活用して28名の「主幹教諭」の配置を強行しました。これに対して北教組は、「配置」された支会・分会において、道教委確認を追認するとともに、「中間管理職」とさせないとりくみを強化しました。その結果、「配置された分会」では、 ①「指示」は行っていない ②校長の職務を代行させない ③呼称は使用させない など「中間管理職化」に一定の歯止めをかけることができました。	P24	○ 北教組の言う「道教委確認」はしていない。 ○ 主幹教諭は、学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るため、今後も引き続き、小中学校に配置していく。 (H22配置数 33名(小22、中11)) ○ 平成21年度に行った主幹教諭配置市町村教委及び学校への調査結果によると、 ① 教諭等への指示(指導助言)は、担当業務とされ、適正に業務を遂行している。 ② 主幹教諭についても、教頭と同様に、校長の職務の一部を専決規程等により行うことができるものである。 ③ 呼称については不明であるが、市町村の学校管理規則及び学校の組織図等において、「主幹教諭」の職務や配置が明確に規定されており、主幹教諭としての適正な位置付けがなされている。

<p>3 道教委は3月上旬、10年度の「主幹教諭」の配置について、</p> <p>①国の定数増は見送られたが昨年度の定数を活用して配置する</p> <p>②配置する市町村・学校は09年度配置の継続を基本とし、新配置校は地域バランスを考慮して決定する</p> <p>③教頭昇任者等がある場合は、登録者から配置するなど明らかにしました。これに対して北教組は、制度の問題を厳しく追及し、配置の断念を求めましたが、道教委は46名（北海道33名うち09年度からの継続26名、札幌市13名）の配置を強行しました。このことから、北教組は「主幹教諭・副校長」の「新たな職」にはあくまでも反対であることから配置に抗議し、これまでの「主幹教諭」配置にかかわる道教委見解を再確認し、とりくみを強化しました。</p>	P25	○ 北教組の言う「道教委見解」は示していない。
<p>4 「主幹教諭」の「中間管理職化」を阻止するため民主的な職場づくりのとりくみを強化します。</p> <p>①各級段階の交渉を配置し「道教委確認」を追認させます。確認違反に対しては、支会・支部・本部が連携し、「対抗戦術」を含む強力なとりくみを行います。</p> <p>②教職員が対等・平等、協力・協働の学校運営組織づくりのとりくみを強化します。</p> <p>③地教委に専決規程を定めさせず、校長の職務代理は行わせないとりくみをすすめます。</p> <p>④「主幹教諭」による指示は、「受けない・出させない」とりくみを強化します。</p> <p>⑤担当する具体的な校務・持ち時数については、他の教員と同様とし、教職員の意見を尊重して決定します。</p> <p>⑥「主幹教諭」の呼称は使わせず、校内組織図・分担等に位置付けさせないとりくみを強化します。</p> <p>⑦「主幹教諭」が組合員の場合は、北教組方針にもとづきとりくむことを求めます。</p> <p>⑧「主幹教諭」が、組織破壊攻撃を行う場合は、組織の総力をあげてこれを排除し、降格要求等のとりくみを行うこととします。</p>	P103	○ 北教組の言う「道教委確認」はしていない。

### 3 主任制度

北教組の取組・運動方針等	掲載頁	道教委の取組・考え方等
<p>1 主任等を命課しようとする場合は、「10・3確認」や道教委見解などを活用し、「連絡調整指導助言拒否・命課返上通告書」を提出して命課を拒否・返上のたたかいを強力に展開します。</p>	P104	<p>○ 「10・3確認」（いわゆる21項目確認）は、平成15年1月4日付けで全部破棄し、1月5日以降、効力がないものである。</p> <p>○ 学校運営や校務分掌の在り方や、主任等の位置づけや命課など、制度の趣旨に沿った主任制の取扱いについては、各学校で適切に対処されるよう、平成15</p>

		年2月28日付けで道立学校や市町村教育委員会に通知を行い、周知を図ってきたところであり、すべての公立小・中学校において主任等の命課が行われている。
2 「2・3大筋合意」にもとづく解決を求めるとともに5戦術を中心にとりくみを強化する中で基本的に「学運研」の中止を求めつつ、開催を断念しない場合は交渉を強化し、道教委確認を遵守させ、これまで通り「自主・民主・公開」の原則を徹底させるなど、民主的開催となるよう内容対決でのそむくことが必要です。また、今後の開催にあたって道教委が、確認を反故にし「新任教務主任研」として強行しようとした場合は、組織の総力をあげてそれを阻止することが重要です。	P27	○ 北教組の言う「道教委確認」はしていない。
3 主任制度の抜本解決については、道教委交渉を強化し「2・3大筋合意」にもとづく解決を求めます。	P105	○ 平成15年1月4日付けで、主任制問題の抜本的な解決に向けて話し合いを打ち切り、「10・3確認」（いわゆる21項目確認）を破棄したことにより、「2・3大筋合意」などの主任制に関する諸確認事項は、すべて効力がないものである。

#### 4 主任手当の返還

北教組の取組・運動方針等	掲載頁	道教委の取組・考え方等
1 主任制度・手当を阻止するため、主任命課拒否・返上、請求権放棄、精査交渉、主任手当返還、現金返還行動の5戦術を基本にとりくみ、制度の撤廃をめざすたたかいを組織の総力をあげて推進します。	P104	○ 主任手当の返還行為を止やめさせるための方策として、普通為替証書等を「受け取らず・返さず・廃棄する」こととし、平成19年12月25日廃棄を実施した。同年12月26日以降現在まで現金返還等を行われていない。

#### 5 各種研修

北教組の取組・運動方針等	掲載頁	道教委の取組・考え方等
1 「初任者研修」は、道教委確認を遵守させるとともに、実施上の問題点の解決に向けた交渉を強化する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 校内研修、校外研修の日数、時間数を限定する、マンツーマン指導を行わせない、報告書を出させないなど</li> <li>・ 宿泊研修の宿泊を強制させず、一方的な長期休業中の導入については排除する</li> <li>・ 拠点校方式の導入による問題点は撤回させる</li> </ul>	P95	○ 北教組の言う「道教委確認」はしていない。

<p>2 「新規採用養護教諭研修会」「新規採用栄養教諭・学校栄養職員研修」については、「初任者研修」にかかわる諸確認を適用することを各級段階で確認し、実態化阻止のとりくみをすすめます。</p>	P97	
<p>3 「10年経験者研修」の制度撤廃をめざし、実態化を許さないたたかいを組織の総力をあげてとりくみます。当面、長期休業中の研修日数をはじめとする全体日数の削減・「評価」の撤廃・抜本的な内容改善を求めます。  ①本部は道教委確認を遵守させるとともに、実施上の問題点の解決に向けた交渉を強化する。  ②各支部・支会・分会は諸確認を遵守させ、その定着・拡大をはかる。</p>	P96	○ 北教組の言う「道教委確認」はしていない。
<p>4 道教育大大学院事業や、文科省が依頼す中堅教員研修と筑波大の中央研修に反対し、不参加とする。</p>	P97	○ 予算の範囲内で応募者を取りまとめ、派遣（参加）している。 ・大学院派遣研修（H21：16人） ・中堅教員研修（H21：6人） ・現職教育講座派遣（H21：70人） ※ 筑波の教員研修センター主催の各種講座を含む。
<p>5 長期社会体験研修は反対し、不参加とする。</p>	P97	○ 毎年度、定数措置の範囲内で派遣している。 ・平成21年度の状況 11人（定数措置11人）
<p>6 道教委は昨年5月、「09年度学校運営研修会（学運研）」について提示した。これに対し北教組は、「学運研」については、基本的に中止を求め、道教委交渉を強化した。その結果、これまでと同様の内容とする確認ができたことから、実施準則・通知などを最大限活用することによって「新任教務主任研」の意図を排除できると判断し、内容対決でとりくむこととした。</p>	P26	○ 北教組の言う「道教委確認」はしていない。
<p>7 6月以降、全道各地で開催された「学運研」は、各支部のねばり強いとりくみの結果、  ①指導主事を世話役にとどめた  ②管理職に問題発言はさせなかった  ③局の超勤縮減に向けての検討状況やとりくみについて説明させたなど、多くの会場で確認にもとづく民主的な運営が行われ「新任教務主任研」の意図を排除することができた。</p>	P27	
<p>8 「学運研」は、道教委確認を遵守させ、民主的な開催となるよう内容対決で臨む。道教委が「新任教務主任研」として強行する場合は阻止。文科省主催の主任等を対象とする中央研修は全て不参加</p>	P105	

9 文科省・道教委・地教委などの研究指定は、「受けないこと」を基本に道教委確認を活用し、教職員の総意にもとづき、諾否を決定する。	P97	○北教組が言う「道教委確認」はしていない。
--	-----	-----------------------

6 勤務実績の勤勉手当への反映について

北教組の取組・運動方針等	掲載頁	道教委の取組・考え方等
1 北教組は人事委交渉によって「A・B 両区分併せて40%としたことは道教委からの協議で承認した」などの見解を示させた上で、道教委から「A の10%程度は近づけるよう努力するものである」「理由書は廃止するが、評価記録の特記事項欄に理由等を記載する」との見解を引き出させた。	P5	○ 評価・判定にあたり、特に優秀（A）の取扱いについては、交渉において「10パーセント程度に近づけるよう、制度の趣旨を徹底していく」と回答している。  ○ 評価記録の特記事項欄については、これまで提出させていた「理由書」同様に、具体の理由を記載させるのではなく、人事委員会の運用指針に基づく該当項目のみを記載することとして、本年5月に各所属長あて通知している。
2 北教組は、人事委員会交渉の内容をもとに、道教委交渉を強化した。「勤勉手当に係る給与決定手続き」については交渉事項であると確認したうえで、 ①制度の運用にあたっては学校職員の職務の特殊性を考慮する ②「特に優秀（A）」の10パーセント程度は近づけるよう努力するものである ③理由書の廃止にともない「評価記録」の特記事項欄に理由等を記載する などの回答を引き出した。	P72	○ 「勤勉手当に係る給与決定手続き」については交渉事項であると回答していない。さらに、勤勉手当制度についても、「勤勉手当制度のうち、勤務条件については、今後も話しあって参る」と回答している。
3 昨年12月期の取組は3回目を迎えることから道教委交渉を強化し、 ①これまで上位区分に適用されなかった教職員を優先する ②上位区分をすべてB区分として構わない ③「B判定（6月期）→B判定（12月期）」と「C判定（同）→B判定（同）」の場合は後者を優先する などの「見解」を引き出し、地教委・校長まで周知・徹底させる取組を強化した。	P31	○ 北教組が言う「道教委交渉」はしていない。 ○ これまで通知文等で説明してきた内容の一部分のみを取り出し記述したものであり、誤解を招きかねないことから、本年5月に制度の趣旨に沿うよう、要綱・要領・手引きの見直しを行い各所属長あて通知した。
4 「査定昇給」に反対するたたかいは、差別賃金とさせないことを基本に、諸確認を遵守させ、上位区分を連続適用させないとりくみを強化してきた。	P5	

## 7 賃金確定交渉

北教組の取組・運動方針等	掲載頁	道教委の取組・考え方等
<p>1 独自削減については「労使間の信頼関係を損ねることのないよう、2012年度以降は、給与の縮減措置を実施しないよう最大限の努力をする」との回答を引き出した。</p>	P30	<p>○ 北教組が言う「回答」はしていない。</p> <p>○ 道教委の説明内容 道財政は、極めて厳しい状況にあり、将来を確実に見通すことは難しい面もあるが、労使間の信頼関係を損ねることのないよう、引き続き財政状況の説明に努めるとともに、平成24年度以降は、給与の縮減措置を実施しないよう最大限の努力をしていきたいと考えている。</p>

## 8 道立学校支援室

北教組の取組・運動方針等	掲載頁	道教委の取組・考え方等
<p>1 道教委は、「道立学校運営支援室」の設置を含む「道立学校事務改善実施案」を策定した。北教組は、道教委交渉を強化し財政論にもとづく人員削減攻撃であることなどを指摘した。しかし、道教委は「事務局職員数適正化計画との関連はなく、今後も誠意をもって話し合う」と確認したものの、これを無視して強行決定したことから抗議打電にとりくんだ。</p>	P69	<p>○ 交渉ではなく、意見交換として実施し、その際、道教委が説明した内容は次のとおり。 「今後とも、事業改善の円滑な実施に向けて、皆様方のご意見を伺うとともに、勤務条件に関わるものについては、誠意をもって話し合っていきたい」</p>

## 9 学校職員の評価制度

北教組の取組・運動方針等	掲載頁	道教委の取組・考え方等
<p>1 09年度は、すべての市町村において制度が実施されたものの、北教組の調査において、 ①学校の実態にあわせ弾力的な日程とさせた ②「シート」の記載や「面談」については大幅に簡素化した ③特別な「観察」はさせていない など「制度」を実態化させていないことが明らかになりました。 しかし、一部で期限付教職員など評価対象外の教職員に「自己目標シート」の提出や「面談」を強要しようとするなどの実態があったことから、本部・本庁間の確認にもとづき局・地教委・校長に指導を行うことなどを確認し、恣意的な運用を是正させました。</p>	P23	<p>○ 北教組の言う「確認」はしていない。</p> <p>○ 平成21年度に実施した道立学校及び市町村教委への調査結果によると、「評価シートの記入」、「面談」及び「授業観察」などは適切に行われている。</p>



<p>2 私たちはこの「制度」が、</p> <p>①「目標管理手法」による「評価」は学校現場になじむものではなく、学校教育を崩壊させるものであること</p> <p>②教職員の多忙化に拍車をかけ、校長権限を強化し管理統制を強化しようとするものであることから、「制度」の中止・撤回を要求していくことが重要です。</p> <p>さらに、各支部・支会・分会は本部と連携をはかり道教委見解を遵守させ、地教委・校長による恣意的な運用を阻止し、制度の実態化を許さないとりくみを行うことが大切です。</p> <p>また、確認事項が遵守されない場合は組織的な「開示請求」「苦情申し立て」を行使し、恣意的な運用に歯止めをかけていくことが必要です。</p>	P24	<p>○ 北教組の言う「道教委見解」は示していない。</p> <p>○ 北教組の言う「確認」はしていない。</p> <p>○ 学校職員評価制度は、職員の資質向上及び学校の活性化を図り、その成果を児童生徒に還元することを目的に実施しているものである。</p>
<p>3 道教委「学校職員評価制度」は、制度の撤廃を基本に、一方的な実施を許さず、その実態化を阻止するとりくみを組織の総力をあげてとりくみます。</p> <p>①道教委交渉を強化し、制度の撤廃を求めます。</p> <p>②各級段階の交渉で道教委確認を遵守させ、実態化を阻止し、校長等による恣意的な運用を許さないとりくみをすすめます。</p> <p>③道教委確認が遵守されない場合は、組織的な「開示請求」「苦情申し立て」にとりくみます。</p> <p>④制度の問題点、学校教育への弊害については、「教育を語る全道 250 万人対話運動」を中心に、保護者。住民に明らかにするとりくみをすすめます。</p>	P102	<p>○ 北教組の言う「道教委確認」はしていない。</p>

10 指導改善研修制度

北教組の取組・運動方針等	掲載頁	道教委の取組・考え方等
<p>1 道教委は、11月中旬に10年度も「指導が不適切である教員の指導改善研修」を実施するとしたことから、制度の廃止を基本に交渉を強化した。その結果、一方的な申請を行わなかったものの、道教委は本人の同意が得られたとして「対象教員」2名（うち継続1名）を認定し、4月から研修をスタートさせた。</p>	P24	<p>○ 「指導改善研修制度」においては、従前の「指導力向上制度」と異なり、対象教員本人から「同意書」の提出を求めている。</p>

1.1 協定書廃止

北教組の取組・運動方針等	掲載頁	道教委の取組・考え方等
<p>1 北教組は、引き続き道教委交渉を強化して、</p> <p>①協定書遵守            ②具体的な業務の軽減と本務外労働・依頼業務の排除            ③官制研修・研究指定校・研究委託事業等の縮減や見直し            ④日課や教育課程の見直し            ⑤部活動の社会教育への移行            など、現場の実態や教職員の要求にもとづく実効ある縮減策を求めていくことが大切です。</p>	P39	<p>○ 「協定書」は、平成13年3月21日付けで、明らかに法令等の趣旨を損ねる5項目を削除し、残余項目についても、表現・内容が不十分又は不適切なものがあつたため、平成20年12月26日付けで廃止したものである。</p>
<p>2 道教委は6月、「夏季休業期間中等における教員の勤務管理において（通知）」を一方向的に発出しました。これは、「校外研修、特に自宅研修の厳格な扱いを徹底する」として、校長の「承認研修」であることや自宅で行う必要性を強調し、「自宅研修」を制限しようとするなど、2002年の「文科省通知」と同様のものです。これらは、これまでの「協定書」等にかかわる交渉確認を一方向的に反故にするもので断じて容認できるものではありません。</p>	P40	
<p>3 「協定書」破棄攻撃に断固反対し、「協定書の破棄通告」の実体化を許さず、「協定書」をはじめとした「確認書」、「道教委確認・見解」などを中心に学習を深め、職場の団結を基盤に各級段階の交渉を強化し、「協定書」をはじめ「確認書」を職場に定着・遵守させるたたかいをすすめます。</p> <p>「協定書の破棄通告」の実体化を許さず、「協定書」にもとづく交渉権・勤務条件確立をめざすため、各級段階の交渉を強化します。なお、以下の資料をもとにたたかう意志統一を行います。</p>	P112	
<p>4 「協定書」にもとづき時間外勤務は原則として行わないこととします。また、学校行事は原則的には週休日・休日に実施しないこととしますが、やむを得ず行う場合は、振替え・代休措置を必ず講じさせます。</p>	P113	
<p>5 長期休業中の勤務の扱いについては「協定書」通り原則校外研修とさせます。また、具体的なとりくみについては、別途指示にもとづきとりくみます。</p>	P113	
<p>6 「協定書」をはじめとした「確認書」を遵守させ、諸権利、勤務条件の確立・完全定着をはかります。そのため各級段階でのこれまでの「交渉回答」や「道教委見解」を活用し、年度始めに、すべての分会</p>	P113	<p>○ 「協定書」は、平成20年12月26日付けで廃止したものである。</p> <p>○ 北教組が言う「道教委見解」は示していない。</p>

<p>が、「主任制度」「休憩を含む勤務時間の割り振り」「時間外勤務の回復措置」「諸権利」などについて積極的に交渉を行い、勤務条件を確定します。さらに、分会独自の要求についても校長交渉などにより実現をはかります。</p>		
<p>7 学校事務職員・栄養職員などの長期休業中の扱いにかかわっては、「7.19 通知」を活用し、「協定書」「成田通知」の趣旨にもとづき校外研修とさせます。</p>	P113	<p>○ 「協定書」は、平成20年12月26日付けで廃止したものである。 また、「平成48年11月13日付け48教職第3144号管理部教職員課長通知」(いわゆる「成田通知」)は、平成13年9月25日付け教職第1072号企画総務部長通知により廃止している。</p>
<p>8 各分会は、道教委「通知」を活用し、「時間外勤務等縮減強調週間・月間」などを設定し、 ①1日の日課や教育課程の見直し ②教育課程以外の業務の見直し ③押しつけ研修の廃止と自主的・創造的な校外研修権の確立 ④自律的・民主的な職場の実現をはかります。 また、月2回の一斉定時退勤の日を校長に必ず措置させ、完全実施をさせます。</p>	P114	<p>○ 教育公務員特例法第21条第1項は教育公務員に対する積極的な研修義務について、第22条第1項は管理者に対する研修の機会の付与についてそれぞれ規定しているものであり、また、同法第22条第2項の規定は、教育公務員の職務の特殊性に鑑み自発的な研修についても、本来職務専念義務が課せられている勤務時間中に行うことができるよう校長の裁量により職務専念義務を免除するものであり、いずれも、それ以上に校外研修権という権利を付与したのではない。</p>

## 1.2 修学旅行的行事の回復措置

北教組の取組・運動方針等	掲載頁	道教委の取組・考え方等
<p>1 修学旅行的行事など時間外勤務の回復措置 (2009年度たたかいの総括に関する件「たたかいの総括にあたって」) 修学旅行的行事など時間外勤務の回復措置は、きわめて不十分な実態の改善を求めてきた結果、道教委に「勤務時間の割り振り変更」によって、1泊2日で最低1日以上、3泊4日で最低2日以上の実質的な回復措置を帰着後に取得できる制度を策定させることができました。</p>	P5	<p>○ 修学旅行の引率業務に従事する職員の勤務時間について、対象となる業務を行う日の属する週を含む4週の期間内を平均して1週間当たりの勤務時間が38時間45分となるように、正規の勤務時間の割り振りを弾力的に行おうとするものであり、北教組がいう「1泊2日で最低1日以上、3泊4日で最低2日以上の実質的な回復措置を帰着後(の直近)に取得できる制度」ではない。 なお、「運用通知」「事例及び各様式の記載例」「質疑応答集」や、これまでの交渉経過においても、このような表現、説明、回答はしていない。</p>
<p>2 道教委は3月、「修学旅行の引率業務に従事する職員の勤務時間の割り振り等に関する要領」を策定しました。これは、4週の期間内で155時間の勤務時間を弾力的に割り振ることによって、実質的な回復措置を講ずるものです。さらに北教組は、制度の策定にあたって、事務折衝を重ね、制度の趣旨や具体的な運用例を「運用通知」「記載例」「質疑応答」で示させました。</p>	P41	<p>○ 「運用通知」「記載例」「質疑応答」は、道教委として必要と判断し作成したものである。 ○ 週休日や休日に関する記載については、内容が正確な記載となっていない。週休日や休日に関する考え方は、次のとおりである。</p>

<p>これにより、1泊2日で最低1日以上、3泊4日で最低2日以上の実質的な回復を帰着後の直近に取得できる制度とさせることができました。また、週休日・代休については、一度割り振った後、後8週の期間での「振替え」も可能とさせました。</p>		<p>この要領により週休日とされた日及び休日において、特に勤務することを命ずる必要がある場合は、北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例、規則等に基づき、週休日の振替や4時間の勤務時間の割振変更、代休日の指定を行うことができる。 なお、一度週休日の振替を行った後に、再度振替を行うことはできない。</p>
<p>3 (5) 修学旅行的行事の回復は、時間外勤務に相当する時間を回復させるようとりくみを強化します。「修学旅行の引率業務に従事する職員の勤務時間の割振り等に関する要領」「運用通知」「記載例」「質疑応答集」や「道教委見解」を活用し、1泊2日で最低1日以上、3泊4日で最低2日以上の実質的な回復を帰着後の直近に講じさせます。 ① 旅行日程については回復措置を取りやすい日程で計画を立てることとします。 ② 旅行日程に土曜日・日曜日・休日が重なった場合は、勤務を要しない日であることから振替え措置講じさせるとともに、一度「振替え」を割振った後の「後8週の期間への再振替え」も積極的に活用します。</p>	<p>P113</p>	

### 1.3 勤務時間の割り振り

北教組の取組・運動方針等	掲載頁	道教委の取組・考え方等
<p>1 北教組は、09年3月の「勤務時間7時間45分、休憩時間60分」とする勤務時間条例「改正」に対して、一方的な勤務時間の割り振りさせず、「道教委見解（別記2）」を最大限活用しねばり強いとりくみを行ってきました。 その結果、多くの分会で実質勤務時間短縮につなげることができました。しかし、一方で、分会での学習やとりくみの意志統一の時間がない中で十分な交渉を配置できず時短を前進できなかった、などの課題も明らかになりました。 私たちは、すべての分会で「道教委見解」について学習を深め、 ①「勤務時間の割り振り」（出勤時間・退勤時間、休憩時間の配置・確保）や日課表の一方的な変更を許さず、交渉によって勤務時間の短縮となる割り振りさせると ②これまでの各職場での勤務の割り振りを基本に、さらに時短の前進をめざす など、各級段階でのとりくみを強化し、勤務条件の改善をすすめていくことが重要です。</p>	<p>P40</p>	<p>○ 平成21年3月に行った交渉において示したとする内容については、正確な記載となっていない。 道教委が示した考え方は資料2のとおりである。</p>

<p>〈別記2 道教委見解〉</p> <p>①勤務時間の割り振りは、分会と校長の交渉事項である。</p> <p>②勤務時間の割り振りに当たっては、教職員の勤務の特殊性を踏まえ、これまでの勤務の状況や児童生徒の実態を十分考慮し、勤務時間の始めの時刻、終わりの時刻、休憩時間の配置について教職員の理解を得ながら検討することが必要である。</p> <p>③休憩時間は子どもたちが下校した放課後に休憩時間を配置するのを基本として、仮に休憩時間を分割する場合は、勤務時間の始めや終わりに配置し実質的に確保できるように工夫すること。</p> <p>④07年3月29日付けの教育長通知・課長通知などについては変わらない。</p>		
<p>2 勤務時間の割り振りの決定にあたっては、条例改正にもとづき「7時間45分」の遵守など勤務時間短縮をはかるとりくみをすすめます。</p> <p>(1) 各支部・支会・分会は、「11.13 通達」「3.29 通知」「条例『改正』」に関する道教委見解を活用し、各級段階の交渉を強化して、勤務時間短縮となるようとりくみをすすめます。</p> <p>① 勤務時間の割り振り（出勤時間、退勤時間、休憩時間の配置・確保）については、校長の一方的な変更を許さず、交渉によって、勤務時間短縮となる割り振りとさせます。これが守られない場合は指導させます。</p> <p>② 休憩時間の扱いについては、一人ひとり違った時間に割り振ったり、原則として分割をさせないこととします。また、休憩時間に勤務するなど不当な実態については、是正させます。</p> <p>③ 校外研修・外勤の扱いについては、これまで同様とさせます。</p>	P114	<p>○ 道教委の考え方は次のとおりである。</p> <p>① 勤務時間の割り振りは、校長の権限に属する勤務条件であり、職員団体との交渉の対象となるものではあるが、学校運営への影響や教職員の勤務実態等を十分考慮した上で、校長が適切に行うものである。</p> <p>なお、関係法令等に反する取扱いがあった場合は、市町村教委、学校等から事情を伺った上で、必要な指導等を行うこととしている。</p> <p>② 特別な勤務形態を除いて、休憩時間は、原則として一斉に与えなければならないものである。また、教員の職務の特殊性にかんがみ、児童生徒への対応から、児童生徒が下校した放課後に配置したり、あるいは分割して配置するなど各学校で工夫し、適切な確保が図られるよう、指導を行うものである。</p> <p>③ 「平成19年3月29日付け教職第1486号教育長通知」では、休憩時間廃止後の勤務時間について適正に取り扱うよう留意事項を示したものである。</p> <p>なお、学校を離れる場合には、外勤や校外研修について所要の手続きを踏むことになるが、その場合、外勤は生徒指導など勤務と認められること、校外研修は研修の実質を備えていること等が求められる。</p>
<p>3 組合教研参加にあたっては、「道教委確認・見解」などを活用し、各級段階での交渉を強化して出張・義務免をかちとります。</p>	P115	<p>○ 北教組の言う「道教委確認・見解」については、平成14年8月31日に破棄しており、既に効力はなくなっている。</p> <p>また、教研集会の参加に伴う服務上の取扱いについては、年休とすべきである。</p>

1.4 時間外勤務等の縮減

北教組の取組・運動方針等	掲載頁	道教委の取組・考え方等
<p>1 時間外勤務の大幅縮減のための各級段階の交渉を強化し、「原則超勤を命じないこと」を遵守させるとともに、本部・本庁間確認などを活用し、超勤解消に向けたとりくみをすすめます。その際、道教委「通知」などを活用する。</p>	P113	○ 北教組の言う「確認」はしていない。

1.5 教職員人事

北教組の取組・運動方針等	掲載頁	道教委の取組・考え方等
<p>1 北教組は、「09年度人事に関する要求書」を道教委に提出し交渉を強化した。その結果、            ①人事行政に対する基本的姿勢は変えない            ②要綱、要領にもとづき公平・適切な人事を行う            ③人事の基本方針、実施要領の策定及び教育局間、異種学校間の交流にかかわる具体的方針等については、北教組の意見を聴く            ④市町村合併にともなう人事については本人の意向に十分配慮するなど、私たちの要求を反映した見解を示した。</p> <p>私たちは、本部一支部一支会一分会の連携を強化して、道教委見解を局・地教委・校長に遵守させるとりくみをすすめました。</p>	P27	○ 任命権の行使を制約する事項は交渉の対象とならないという基本的な考え方から、交渉は行っていない。なお、人事に関する道教委の考え方を口頭で示したが、その中で、 ③について、 人事の基本方針、実施要領の策定、その他具体的方針等については、勤務条件に密接なかわりを持つものもあることから、教職員団体の意見も聴いてまいりたい。 ④について、 市町村合併等に伴う教育局間の人事交流については、関係教育局が連携しながら教職員人事等に支障をきたさないよう、適切に対処していく。としたところである。
<p>2 「人事闘争方針」にもとづき、組合員の人事要求実現のために組織の総力をあげてとりくみます。            ①～⑥ 省略            ⑦「過員解消人事」については、当該組合員の要求を踏まえ、地教委・局・道教委交渉で解決をはかります。            ⑧～⑭ 省略            ⑮道教委教育局の再編による「広域人事」については、各級段階の交渉を強化し局・地教委による不当人事を行わせないようとりくみを強化します。</p>	P105	○ 任命権の行使を制約する事項は交渉の対象とならないという基本的な考え方で対応している。
<p>3 北教組は、教頭の民主的任用をちとるため、各級段階の連携を強化し、確認や道教委見解を局・地教委・校長に遵守させ、現場教職員の意見を尊重させるとともに、校長・地教委の具申・内申権を民主的に行使させるとりくみをすすめてきた。</p>	P28	○ 北教組が言う「現場教職員の意見を尊重する」といった「確認や道教委見解」は示していない。

16 全国学力・学習状況調査

北教組の取組・運動方針等	掲載頁	道教委の取組・考え方等
<p>1 北教組は道教委交渉を強化し、 ①市町村名・学校名を明らかにした公表を行わない ②非公開情報として取り扱う ③競争につながらないように配慮し、活用については市町村・学校が判断する との見解を引き出すとともに、これを活用して各級段階の取組を強化しました。</p>	P14	<p>○ 「道教委交渉」はしていない。また、北教組の言う「見解」は示していない。</p>
<p>2 道教委交渉を強化し、①抽出調査は依頼であり、実施は学校の意向を踏まえるなど市町村判断である、②希望調査は、学校の意向を踏まえるなど市町村の希望による、などの見解を引き出したものの、道教委は採点・集計の予算づけを背景に実施するよう圧力を加え、札幌市を除く178市町村すべてが「希望調査」の意向を示しました。</p>	P14	<p>○ 「道教委交渉」はしていない。なお、平成22年1月の教育予算に係る意見交換の際には、次のとおり回答している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・抽出調査について 「各教育委員会等の協力を得て実施するものである。」</li> <li>・希望利用について 「市町村教育委員会の判断によって行われるものである。」</li> </ul>
<p>3 北教組は1月、道教委交渉を強化し、「調査」の実施断念・中止を基本に、 ①子どもや保護者に説明をする ②「調査」を受けない子どもに学習権を保障するため教育的に配慮する などとした道教委見解を再確認し、一方的な実施とさせないとりくみを強化しました。また、「『希望調査』は市町村教委の判断による」との見解を示させたものの、すべての学校で「希望調査」を実施したいとする姿勢は崩しませんでした。その結果、北海道においては、札幌市を除くすべての学校が参加しました。これは、道教委が採点・集計の経費を負担するとして、市町村教委に調査の実施を強要したことによるもので、断じて容認することはできません。</p>	P60	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北教組の調査の中止の求めに対して 「平成22年度は、これまでの悉皆調査から抽出調査に変更されたが、道教委としては、来年度についても、道内の市町村教育委員会や学校が子ども一人一人の学習の状況や課題について把握し、更なる学校改善に取り組むために、抽出調査対象校はもとより、抽出調査の対象とならなかったすべての学校で希望利用を活用し、継続的な学習状況等の把握や改善に役立てていただきたいと考えている。」</li> </ul> <p>○ また、北教組の言う「道教委見解の再確認」はしていない。</p>
<p>4 道教委は、結果の公表については全国や北海道の状況を把握し、比較しようとしています。そのため、各市町村に対して調査結果にもつき全道の中での「立ち位置」を明確にし、対比するよう求めるとともに、報告書等についても活用を強要する姿勢を露わにしています。</p>	P60	<p>○ 結果の取扱い及び調査結果等の活用については、平成21年9月3日付け教義第764号「平成21年度全国学力・学習状況調査の結果の活用について」、平成21年9月8日付け教義第785号「平成21年度全国学力・学習状況調査の結果の活用について」に基づき行うとともに、「平成21年度調査結果報告書」（平成21年11月）において、市町村の各教科等の平均正答率の分布や各市町村内の学校の平均正答率の散らばり状況をグラフで示し、市町村教委や校長会の代表者等との意見交換を通して、その活用を働きかけてきている。平成22年度も分布の資料の活用等も含めて、調査結果や学力向上の取組状況などについて、保護者や地域の方々が十分理解し、課題を共有していただける内容や方法で説明責任を果たすよう、通知の発出や意見交換等を通して市町村教委や学校に働きかけを行ってきている。</p>

17 北海道「まなび」環境づくりプロジェクト事業

北教組の取組・運動方針等	掲載頁	道教委の取組・考え方等
<p>1 チャレンジテストについて、道教委は Web 上に「学力調査」対策として問題を掲載するとともに、学校にテストを配布し放課後等を利用して活用することを求めてました。また、「ベーシック事業」として、各家庭に「まなびのすすめリーフレット」を配布し、学習や生活習慣の定着をはかろうと目論みました。これは、「学力向上」を口実に、学校の教育課程や生活に不当に介入するものであり、断じて容認できるものではありません。北教組は道教委交渉を強化し、                      ①活用については学校・地教委の判断である                      ②啓発のための資料であり、家庭教育に踏み込むものではないなどの見解を引き出し、活用の強要に歯止めをかけました。</p>	<p>P14</p>	<p>○ 「道教委交渉」はしていない。なお、平成22年1月の教育予算に係る意見交換の際には、次のとおり回答している。                      「本事業については、学校関係者の意見や地域の実態などを踏まえながら検討してきたところであり、具体的には、「まなびのすすめ」を作成する「まなび」ベーシック事業、基礎的・基本的な内容の問題を作成する「まなび」チャレンジ事業など、各市町村教育委員会や学校の取組に対し、きめ細かく支援できるよう内容を工夫しているところ。道教委としては、本事業を通じて、各学校の学力向上に向けた主体的な取組を積極的に支援していく。」</p>

18 巡回指導教員活用事業

北教組の取組・運動方針等	掲載頁	道教委の取組・考え方等
<p>1 北教組は、事業の中止を求め、交渉を強化し、                      ①学校の意向を無視して、一方的に巡回指導教員の申請や推薦を決定しない                      ②配置校の決定は、学校の実態を踏まえて市町村が申請する                      ③事業の実施方法や内容は、学校の意向を尊重する                      ④巡回指導教員は教員に指示・命令を行うものでないなどの考えを示させ、一方的な配置に歯止めをかけました。</p>	<p>P61</p>	<p>○ 交渉は実施しておらず、北教組が言う「一方的な配置に歯止めをかけた」という記述は、事実と異なる。また、意見交換の際に、道教委が説明した内容は次のとおり。                      ①通知を発出し、市町村教育委員会の希望を取りまとめていく考え                      ②配置や巡回については、関係する学校の実態も踏まえ、市町村教育委員会が判断する                      ③本務校や兼務校における授業等については、関係する学校とも相談するなど実態を踏まえて、市町村教育委員会において判断される                      ④巡回指導教員は、若手教員とともにチーム・ティーチングによる授業や授業の公開、教材研究を行うほか、児童生徒の学力向上などに に向けた取組を行う</p>

19 国旗・国歌

北教組の取組・運動方針等	掲載頁	道教委の取組・考え方等
<p>1 北教組は1月、教育予算交渉で「これまでの取扱いを変えるものではない」との道教委見解を再確認し、各級段階において交渉を強化した。</p>	<p>P11</p>	<p>○ 「道教委交渉」はしていない。なお、平成22年1月の教育予算に係る意見交換の際に、「学校における国旗及び国歌の指導については、学習指導要領に基づき適切に行わなければならないものであり、関係者の意思疎通が図られるよう努力するなどこれまでの取扱いを変えるものではない。」と回答している。</p>



<p>2 本部・支部・支会・分会は各級段階の交渉を強化し、確認違反の状況を集約し、道教委交渉を強化します。各支部・支会・分会は、道教委確認を局・地教委・校長に遵守させる。</p>	<p>P95</p>	<p>○ 国旗・国歌の取扱いについては平成22年3月18日付けで道教委の考え方を通知した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 学習指導要領に基づき、適切に指導を行うこと</li> <li>2 国旗は、出席者の目に触れる場所に自然な形で掲揚すること</li> <li>3 国歌は、教育課程に適切に位置付け、子どもの発達に段階に応じた指導を行い、式の中で実際に歌唱されるよう指導すること</li> <li>4 直接子どもの指導に当たる教職員が国歌斉唱時に起立することは社会通念上当然のことであること</li> <li>5 まずは、教職員の理解が図られるよう粘り強く指導することとし、こうした取組にもかかわらずそれでもなお改善が見られない場合は、学校の責任者として校長は、職務命令を発することができること</li> <li>6 学校における国旗・国歌の指導は、管理運営事項であり、職員団体との交渉事項とはならないものであること</li> </ol>
<p>3 道教委は2月、政治的な圧力に屈し、北教組と交渉した事実はないとして一方的に確認を反故にし、方向転換を求めるとともに、職務命令をもって起立を強制する不当な「通知」を発出しました。</p>	<p>P3</p>	<p>○ 平成22年2月24日付けで、道教委は、国旗・国歌の取扱いは、教育内容にかかわるものであり、交渉事項とはならないことを示すとともに、学校における国旗及び国歌の指導について見解を求められた際には、「学習指導要領に基づいて適切に実施する」という考え方を示した。</p>
<p>4 道教委は2月、自民党の政治的な圧力に屈し、「北教組と交渉した事実はない」として「日の丸・君が代」にかかわる道教委見解を一方的に反故にするとともに、きわめて不当な「2.24通知」および「3.18通知」を相次いで強行発出しました。</p>	<p>P11</p>	<p>平成22年3月31日までに、北教組が事実と反する記述の是正を行うとともに、国旗・国歌の実施への反対運動についての方針転換を行わない場合は、今後、国旗・国歌の取扱いに関し、話し合いには応じないものとしたが、北教組からは方針転換を行ったなどの申し入れがなかったことから、道教委として、今後、国旗・国歌の取扱いに関する話し合いは行わないこととした。</p>
<p>5 「青年の家」「少年自然の家」の施設利用については、道教委確認を遵守させ、「日の丸・君が代」の義務付けを排除します。</p>	<p>P101</p>	<p>○ 施設利用に関し、北教組の言う「道教委確認」はしていない。</p>

## 20 教育課程

北教組の取組・運動方針等	掲載頁	道教委の取組・考え方等
<p>1 道教委の新型インフルエンザ発生による授業時数確保の強要によって、「通常日に上乘せした」「冬休みに授業を行った」など、子どもや学校現場を無視した実態が明らかになりました。これに対し北教組は、道教委交渉を強化し、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①教育課程の編成権は学校にあり、子どもや地域の実態を考慮して編成する</li> <li>②不測の事態には授業時数を下回る場合がある</li> </ol> <p>などの見解を引き出し、「学習指導要領」の押し付けを許さないとりくみを強化しました。</p>	<p>P59</p>	<p>○ 「道教委交渉」はしていない。また、北教組の言う「見解」は示していない。</p>

2 教育課程編成届の提出にあたっては、標準時数の縮減など、各学校の自主編成方針にもとづく届けを認めさせるよう地教委交渉を強化する。	P91	○ 各学校の教育課程は、学校教育法等の法令に基づいて、国が定めた教育課程の基準である学習指導要領に従い、校長の権限と責任の下、編成するものである。
3 「英語ノート」については、廃止を基本に、活用しない取り組みを進める。	P92	○ 英語ノートは、全国一定の教育水準を確保するため、新しい学習指導要領に規定された外国語活動の趣旨・目的を踏まえて国が作成したものであり、すべての小学校第5学年と第6学年の児童に配布されていることから、適切に活用される必要がある。
4 「心のノート」については、廃止を基本に、活用しない取り組みを進める。	P93	○ 心のノートは、学習指導要領解説・道徳編において、「児童生徒が身に付ける道徳の内容をわかりやすく表し、道徳的価値について自ら考えるきっかけとなるものとして作成された『心のノート』の適切な活用が望まれる」と記述されており、すべての学校のすべての児童生徒に配布されていることから、適切に活用される必要がある。

## 2.1 学校における健康管理体制

北教組の取組・運動方針等	掲載頁	道教委の取組・考え方等
1 新型インフルエンザに対応するため、「学校での臨時休業の目安を学級在籍の10%、休業期間は5日間とする」などとする通知を発出したことは、子どもや学校の実態を無視し、一律に臨時休業を強制するなど教育課程の編成権を侵害するものであることから道教委交渉を強化し、 ①学校が状況に応じて適切に主体性を持って判断するものである ②適切な情報を収集し、教育行政として慎重に対応すること などの見解を引き出した。	P20	○ 「道教委交渉」はしていない。また、北教組の言う「見解」は示していない。 ○ 学校の臨時休業については、地域での感染拡大を抑えるため行われる場合と、学校運営上の対策として行われるものがあり、臨時休業の目安については、これらの意義を踏まえた上で、道内における感染状況やそれまでの児童生徒の罹患状況等を考慮し、医学的な根拠を基にして定めたものである。
2 私たちは、「フッ素洗口」の問題について学習を深め、「8020条例」の制定時に民主党と自民党との協議において「フッ素洗口を一律に実施せず、子どもの自主性を尊重して実施される」としたことや学校や子ども・保護者の意向を踏まえて実施するとした道教委との確認事項をもとに、今後も事業の実施断念・中止を基本に、一方的な実施を許さない取組を強化していくことが重要です。	P20	○ 北教組が言う「確認事項」は示していない。 ○ 学校におけるフッ化物洗口の実施にあたっては、国のガイドラインに基づき、具体的方法、期待される効果、安全性について十分説明した後、保護者の同意を得て行うものである。
3 「フッ化物洗口実施基礎研修会」の開催にかかわる通知を地教委に強行発出したが、すべての幼稚園、小・中学校の教職員を対象とし、フッ素洗口を普及させることを目指す極めて問題あるものである。	P66	○ フッ化物洗口実施基礎研修会については、むし歯予防効果の高いフッ化物洗口を普及するため、教職員等を対象として、歯・口の健康づくりに関する研修会を開催し、フッ化物洗口導入に向けた体制づくりを促進することを目的に実

<p>さらに、モデル指定校数が予定より下回ったことを理由に、再募集を行うとしていることから、本事業の一方的な導入を許さない体制を確立するとともに、「8020条例」にもとづくフッ素洗口推進の動きに対して、保護者・地域住民等にその危険性を訴え、広範な道民運動を展開していくことが重要である。</p>		<p>施している。 フッ化物洗口の安全性、有効性については、WHOや厚生労働省など、国内外の専門機関が一致して認め、実施を推奨しているところである。</p>
<p>4 12月には、道教委は厚労省「新型インフルエンザワクチン接種の基本方針」の「改訂」を受け、学校を通じて中高生に「予防接種」の情報提供を行うとしました。北教組は、 ①学校が接種を前提とした情報提供を行うことは、公教育としての範囲を逸脱している ②任意・個人の接種が強制・集団につながる ことから、道教委交渉を強化し、 ①「通知」は「お知らせ」であり、強制するものではない ②「集団接種化」をすすめるものはない などの見解を引き出し、取組を進めました。</p>	P21	<p>○ 新型インフルエンザの予防接種スケジュール等に係る通知については、国の「新型インフルエンザワクチン接種の基本方針」が改訂され、中高生への接種スケジュールが前倒しになったことを受け、道が、受験等を控えた中学3年生、高校3年生への配慮の観点から、接種時期を早めたことなどを保護者等に周知する目的で通知したものである。 予防接種については、予防接種法に基づき実施されている。</p>
<p>5 予防接種については、「安全性・有効性・必要性」の観点で個別接種を基本に、学校での集団接種をさせない取組を強化することが重要である。</p>	P66	<p>○ 予防接種については、予防接種法に基づき実施されている。</p>
<p>6 道教委は、多様化する健康問題への対応を口実に、道立学校の管理規則の一部「改正」を強行し、学校保健委員会の設置について明記した。地教委に対しても学校管理規則を「改正」し、早期に設置するよう求めていることから、フッ素洗口をはじめ学校保健の管理強化を許さないため、学校保健委員会の設置反対を基本に、実態化阻止の取組を強化することが重要である。</p>	P66	<p>○ 児童生徒の多様化する健康課題に対応するためには、学校、家庭、地域社会が連携して児童生徒の健康づくりに努めることが重要であることから、学校においては、学校保健委員会を設置し、その活動を充実、活性化させる必要がある。</p>
<p>7 学校における健康診断のあり方を見直し、多項目化・精密化をさせず、人権・プライバシーを保障し、受ける側の選択権を保障した健康診断の確立を目指す。</p>	P99	<p>○ 学校における健康診断の項目については、学校保健安全法施行規則で定められている。 なお、プライバシーの保護については、H6.12.8 付け文部省通知により、健康診断実施上の留意点として示されているところ。</p>
<p>8 「生活習慣病」予防検診（採血検査・骨密度検査）やフッ素洗口・塗布については中止を基本に学校に導入させないとりくみを強化する。また、すでに導入されている場合は、「廃止」をめざし「希望制」「学校外実施」「医療機関実施」にむけて取組を強化する。</p>	P99	<p>○ 学校におけるフッ化物洗口・塗布は市町村等の判断の下で、保護者の同意を得て実施している。 「生活習慣病」予防検診については、市町村教育委員会の判断の下で、保護者に対してこれらの検査が義務付けでないことを周知し、検査の趣旨を十分説明した上で同意を得て実施されているもの。</p>

<p>9 予防接種については、「安全性・有効性・必要性」の観点から「正しい情報の提供と公開」を市町村に対して求めるとともに、道教委見解を活用して、個別接種化にむけた取組を強化する。</p>	<p>P99</p>	<p>○ 北教組の言う「道教委見解」は示していない。 ○ ジフテリア、破傷風、麻しんは、予防接種法で定められている。</p>
<p>10 学校での集団「結核健康診断」は廃止に向け「学校保健安全法施行規則の一部改正」を求め、問診票・精密検査の受診を排し、受ける側の意向を尊重し、選択権を保障する取組を強化する。</p>	<p>P99</p>	<p>○ 学校保健安全法に基づき行っている。</p>
<p>11 子ども・教職員・学校を国の「生涯健康管理体制」に組み込もうとする動きに対しては、道教委確認を活用し「養護教員を計画策定委員にさせない」「保健所などが主催する研修会へ教職員、とりわけ養護教員の参加強要させない」など反対の取組を強化する。 ○地域医療計画 ○母子保健法 ○健康日本21 ○健やか親子21 ○健康増進法 ○食育基本法 ○学校保健安全法 ○学校給食法</p>	<p>P100</p>	<p>○ 北教組の言う「道教委確認」は示していない。</p>
<p>10 AED については問題点を明らかにし、当面、一方的な導入はさせないように取り組む。</p>	<p>P100</p>	<p>○ AEDの配置に法的根拠はないが、学校では、体育の授業や運動部活動などで突然死の事例もあり、不測の事態に備えて整備する必要がある。</p>

## 2.2 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

北教組の取組・運動方針等	掲載頁	道教委の取組・考え方等
<p>1 北教組は、一方的な実施とさせないため、道教委交渉を強化し、 ①実施にあたっては学校や教職員の意見を尊重し、強制するものではない ②参加については子どもや保護者が主体的に判断できるなど、これまでの「道教委見解」について再確認した。 各級段階においては、これらの見解を活用して交渉を強化し、 ①実施を断念させ中止させた ②一部種目の調査とさせた ③これまでの調査で振り替えさせた など「調査」のねらいを排除し、形骸化させる取組を展開した。 その結果、北海道での実施率は小学校 78.8 %、中学校 83.5 %となり、子どもや学校の実情を踏まえて実施させるなど、「調査」のおしつけに一定程度歯止めを掛けることができた。</p>	<p>P15</p>	<p>○ 「道教委交渉」はしていない。また、北教組の言う「道教委見解」は示していない。 ○ 調査については、各市町村教育委員会や学校が児童生徒の体力・運動能力の状況を把握し、地域や学校における取組に生かしていくことが大切であることから、積極的に参加するよう市町村教育委員会に働きかけたところ。 平成21年度の参加率については、札幌市を含め、小学校 78.8 %、中学校 83.5 %となっているところ。(札幌市を除く参加率は小学校 95 %、中学校 98 %)</p>
<p>2 10年「調査」は全国 20 % (北海道 11.9 %、小学校 12 %、中学校 11.7 %) の「抽出」とさせることができた。「抽出調査」になっても「体力調</p>	<p>P16</p>	<p>○ 平成22年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の調査方式は、実施要領により抽出調査と位置付けられており、文部科学省において抽出率を設定し、</p>

<p>査」が「学力調査」同様、競争を煽り子ども・学校・地域を差別・序列化し、教育の本質を見失わせている状況や「調査」の問題点について道民に訴え、実施断念・中止のとりくみを強化していくことが重要である。</p>	<p>対象校を無作為抽出したものである。          調査結果の取扱いについては、実施要領において、「体力は個人の発育発達の状況が大きく関わっていること」などを踏まえるとともに、以下の点に十分に配慮することとしている。          ・教育委員会や学校は、保護者や地域住民に対して域内の教育及び当該学校の状況について説明責任を有していること          ・情報公開条例等との関係          ・序列化や過度の競争につながらないようにすること          ・各児童生徒の個人情報の保護との関係</p>
--	---

### 2.3 スクールカウンセラー等

北教組の取組・運動方針等	掲載頁	道教委の取組・考え方等
<p>1 「スクールカウンセラー活用事業」「スクール・ソーシャル・ワーカー」事業については、反対するとともに、「受けない」ことを基本に道教委確認を活用し、教職員の総意によって諾否を決定します。</p>	P93	<p>○ 北教組の言う「道教委確認」はしていない。</p>
<p>2 各市町村が主体となる「教育相談事業」については、「ふれあいサポーター事業」に準じたものとさせるとともに、「受けない」ことを基本にこれまでの確認を活用し、教職員の総意によって諾否を決定します。</p>	P93	<p>○ 北教組の言う「確認」はしていない。</p>
<p>3 「子どもの権利条約」について学習をさらに深め、道教委確認を活用して校則の見直しと体罰をなくすなど、条約の理念を教育実践に生かすとりくみを強化する。</p>	P 93	<p>○ 北教組が言う「道教委確認」はしていない。</p>

### 2.4 学校栄養職員の「栄養教諭」への任用換

北教組の取組・運動方針等	掲載頁	道教委の取組・考え方等
<p>1 学校栄養職員の「特別非常勤講師制度」による「兼務発令」に反対します。</p>	P106	<p>○ 特別非常勤講師の任用は、市町村教育委員会が都道府県教育委員会に届け出ることとされており、学校栄養職員については、家庭科における栄養指導などの食に関する指導を行う場合に任用することとなる。</p>

<p>2 学校栄養職員の定数増と、希望者全員がすみやかに栄養教員に移行できるよう、引き続き道教委交渉を強化します。</p>	<p>P107</p>	<p>○栄養教諭への任用替に関する道教委の考え方は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・任用替に当たっては職員の意向に十分配慮する</li> <li>・学校における食に関する指導の状況などを見極めながら、関係する市町村教育委員会や学校の意向を十分に踏まえ、できるところから順次、栄養教諭を配置することとする。</li> </ul>
---	-------------	--

2010 定期大会議案書において、「勤務時間短縮」にかかわる「道教委見解」として主張している内容	賃金等継続課題に関する交渉内容（2009.3）		備 考
	北教組	道教委	
① 勤務時間の割り振りは、分会と校長との交渉事項である。	勤務時間の割り振りの決定に当たっては、あくまでも校長と分会との交渉事項だ。	勤務時間の割り振りは校長の権限に属する勤務条件であり、職員団体との交渉の対象となるものと考えている。	
② 勤務時間の割り振りに当たっては、教職員の勤務の特殊性を踏まえ、これまでの勤務の状況や児童生徒の実態を十分考慮し、勤務時間の始めの時刻、終わりの時刻、休憩時間の配置について教職員の理解を得ながら検討することが必要である。	具体的な「勤務時間の割り振り」等について指摘する。 勤務時間の割り振りに当たって、道教委としてどのように考えているのか明らかにするよう求める。	勤務時間の割り振りに当たっては、教員の勤務の特殊性を踏まえ、これまでの勤務の状況や児童生徒の実態を十分考慮し、勤務時間の始めの時刻、終わりの時刻、休憩時間の配置について教職員の理解を得ながら検討することが必要であると考えている。	
③ 休憩時間は子どもたちが下校した放課後に休憩時間を配置するのを基本として、仮に休憩時間を分割する場合は、勤務時間の始めや終わりに配置し実質的に確保できるように工夫すること。	休憩時間60分を確保できず、むしろ今回の勤務時間の「改正」により、実質的に勤務時間が延長されるなど超過勤務の増大が危惧される。現場で実際に60分の休憩時間がとれるようにする方法について道教委はどう考えているのか。  ----- これまで子どもたちの教育活動があることから、子どもたちが下校した放課後に休憩時間を配置してきた。あくまでもこれを基本とすることを指摘する。	休憩時間については、教員の職務の特殊性にかんがみ、児童生徒への対応から、児童生徒が下校した放課後に配置したり、あるいは分割して配置するなど各学校で工夫し、適切な確保が図られるよう指導していく。	
④ 校外研修・外勤の扱いについてはこれまでと変わらない。	07年3・29教育長通知などについては、変わるものではない。	平成19年3月29日付け教育長通知及び教職員課長通知は、いわゆる勤務時間条例の改正による休憩時間廃止後の勤務時間について適正に取り扱うよう、留意事項を示したものである。	